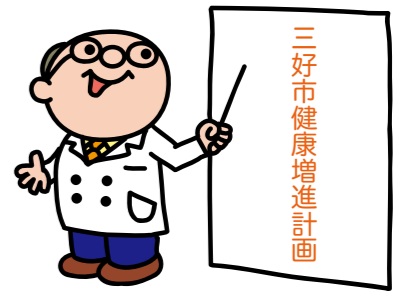


「豊かで生き生き、安心・安全なまち」を目指して

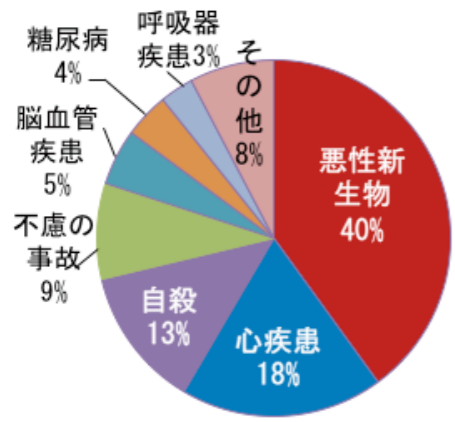
# 三好市健康増進計画・食育推進計画

## 新たな指針でスタートします

三好市では、「豊かで生き生き、安心・安全なまち」を基本理念とし、住民主役で、行政・地域・関係機関が連携しながら、健康づくりを推進していくために、平成22年度からの計画の見直しを行い、平成31年度までの新たな指針として、「健康増進計画・食育推進計画」を改訂しました。その概要について、今月から3回シリーズでお知らせします。



お問い合わせ先 三好市役所健康づくり課 (☎ 72-6767)



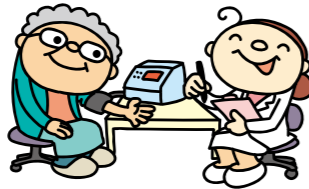
平成22年の市民の死因は、第1位は「悪性新生物(がん)」、第2位は「心疾患」、第3位が「肺炎」、第4位は「脳血管疾患」の順になっています。そのうち65歳未満の死亡原因は、がん40%、心疾患18%、自殺13%の順となっています。死亡者全体の約7割が、生活習慣病で亡くなっており、中でも、働きざかりである50歳代の男性死亡者が多く、その死因の内訳は、がん、呼吸器疾患、心疾患が上位を占めています。

### 三好市民の健康状態はどうなの？

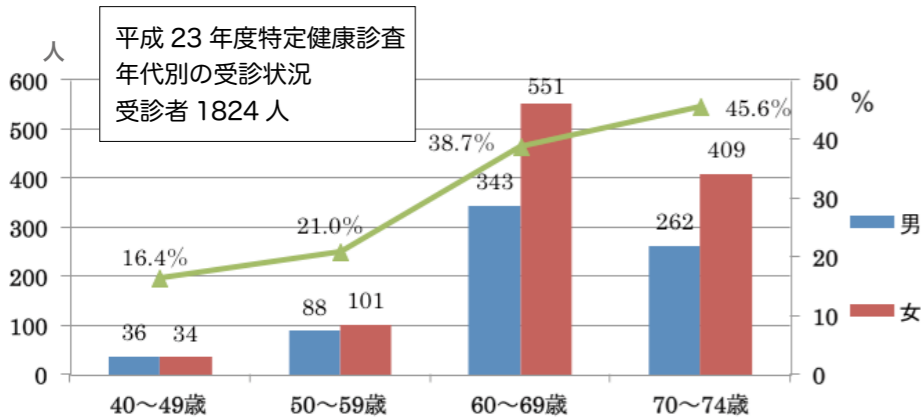
また、三好市では、糖尿病が原因で亡くなる方も多く、平成20年度から実施している内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した特定健康診査により、糖尿病などの生活習慣病の早期発見、早期治療や、その発症予防、重症化予防に取り組んでいます。

### 市民の健診受診状況はどうなの？

平成24年度の国民健康保険被保険者の特定健康診査受診率は35.1%(目標値は60%以上)となっています。また、平成23年度特定健康診査の年代別受診状況によると、40歳代・50歳代の方の受診率が低くなっています。市民の皆さま、健診を受けていますか？

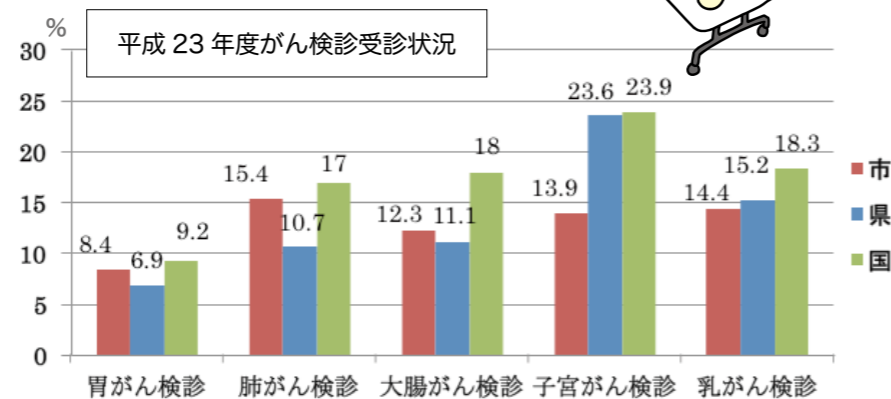
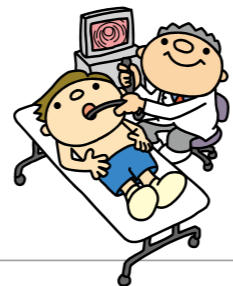


まずは健康チェックで、自分のからだの状態を知りましょう。



### がん検診を受けていますか？

毎年、数名の方に、がんが見つかっています。早期発見・早期治療が重要です。



来月号では、健康づくりを進めていくための、三好市の課題と取り組みについて、ご紹介します。

### 三好市健康増進計画 改訂の目的

健康づくりの主役である、市民一人一人が、自らの健康状態を知り、自分の健康を自分で守る能力を高め、病気を予防し、健康を保持増進していくことが大切です。関係機関が連携しながら健康づくりのための環境整備を推進し、すべての市民が力を合わせて「豊かで生き生き、安心・安全なまち」を目指します。

### 7つの重点課題に取り組みます

健康増進計画では、「全ての市民が健康で、生き生きと生活できる地域づくり」の実現に向けて、行政・地域・職場・学校・医療機関などが連携し、地域全体で、子どもから高齢者までの生涯にわたる健康づくりを推進していきます。また、そのための重点的な取り組みとして、次の7つの課題に取り組み、健康寿命(注1)の延伸・早世死亡の減少を図ります。

#### ① 子どもの健康づくり

地域における自殺対策を推進するとともに、学校、地域、家庭、行政が連携し、子どもたちのこころの教育を進めていきます。

#### ② がんの予防

がんに関する情報提供や予防のための健康教育の推進、がん検診受診率の向上に努めていきます。

#### ③ 循環器疾患の予防

健康相談、健康教室などで、生活習慣改善に向けての普及啓発を行うとともに、健診受診率の向上に努めていきます。

#### ④ 糖尿病の予防

若い世代からの健診受診を勧め、将来、糖尿病にならないための生活習慣の改善など、普及啓発に努めていきます。

#### ⑤ 歯と口の健康

幼児・学童については、定期健診を勧めるとともに、正しい歯みがき習慣・食習慣の知識の普及を進めていきます。また、歯周疾患検診を推進していきます。

#### ⑥ 骨折や関節障害の予防

各関係機関と連携し、ロコモティブシンドローム(運動器症候群)についての知識や情報を発信していきます。

#### ⑦ 働く世代の健康づくり

地域・企業などと連携し、健康状態の把握に努め、健康づくりへの積極的な取り組みを働きかけていきます。健康づくりの主役は、市民の皆さま、一人ひとりです。自らの健康に関心をもち、生活習慣の改善に、主体的に取り組むことが大切です。できることから、少しずつ取り組んでみましょう。



(注1) 健康寿命とは…健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間

# 市営住宅入居者募集

公募抽選により入居決定する住宅【申込期限:2月28日(金)】

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
三野芝生北団地東	芝生	1	-	公	S48
三野王地団地A	加茂野宮	1	-	公	S60
三野王地団地B	加茂野宮	1	-	公	S62
山城下名2号団地	下名	3	-	公	S57

随時入居申し込みが可能な住宅(先着順により入居決定)

住宅名	所在地	戸数	単身可	区分	築年度
山城伊予川団地	信正	1	○	特	H9
西祖谷一宇団地	一宇	5	○	公	S60
西祖谷一宇第2団地	一宇	2	○	特	H8
西祖谷一宇第2団地	一宇	1	○	公	H8
西祖谷西岡団地	西岡	1	○	特	S62
西祖谷第2西岡団地	西岡	5	○	公	H4
西祖谷榎団地	榎	4	○	特	S53
西祖谷榎団地	榎	1	○	公	S53
西祖谷秘境ふるさと団地	一宇	11	○	貸	H13
東祖谷名頃団地	菅生	2	○	公	S53
東祖谷名頃団地	菅生	1	○	特	S53
東祖谷落合第2団地	落合	2	○	公	S53

公=公営住宅 特=特定公共賃貸住宅 貸=貸付住宅  
市営住宅募集情報は市ホームページにも掲載しています

入居を希望される方は2月28日(金)までにお申し込みください。随時入居申し込みが可能な住宅もあります。詳しくはお問い合わせください。

## ■ お申し込みできる方

- ① 現在、同居か同居しようとする親族がある方
- ② 現に住宅に困っていることが明らかな方
- ③ 税金・水道・保育料等の公共料金を滞納していない方
- ④ 所得が所定の基準に該当する方
- ⑤ 申込者または同居親族が暴力団員でない方

## ■ 公営住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以下であること。ただし次の場合は所得合計が月額21万4千円以下であれば入居可能です。

- ① 高齢者世帯(入居申込者が60歳以上で同居しようとする親族全員が18歳未満または60歳以上)
- ② 障害者世帯(入居者または同居者が、障害者・戦傷病者・被爆者・引揚者等)
- ③ 子育て世帯(同居者に義務教育就学課程の子供がいる世帯)

## ■ 特定公共賃貸住宅の所得基準

入居世帯の所得合計が月額15万8千円以上48万7千円以下(前記の所得基準に当てはまらない方でも入居可能な場合がありますので、お問い合わせください)

## ■ 貸付住宅の所得基準 入居世帯の所得基準なし

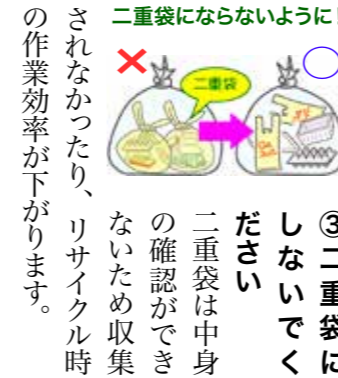
## ■ お申し込み・お問い合わせ先

池田地区	三好市役所管理課	(電話 72-7681)
三野地区	三野総合支所	(電話 77-4804)
井川地区	井川総合支所	(電話 78-5001)
山城地区	山城総合支所	(電話 86-1111)
西祖谷地区	西祖谷総合支所	(電話 87-2273)
東祖谷地区	東祖谷出張所	(電話 88-2896)

## 資源ごみの分け方・出し方(プラスチック)

# 守ってますか? ごみのルール

昨年9月より収集を開始しております資源ごみ(プラスチック)について、市民の皆さまのご協力により収集量も順調に増加しています。しかし、出されたプラスチックごみの中には収集対象でないもの、中身が洗えていないもの、二重袋で出されているものなどがまだまだ多いのも事実です。特に中身が洗えていないものは、他のプラスチックに汚れや臭いが移ったり、収集場所ではカラスなどが袋を破り、ごみが散乱し回収困難になるなどの原因となり、ごみ集積所の美観も損ねています。これらのことを防ぐために、出し方の基本ルールを守るとともに、ひとりひとりが気をつけることが大切です。



落としてください  
汚れの落ちにくいマイヨネーズやケチャップの容器、レトルトパック類やラップ類は燃やすごみで出してください。



② 生鮮食料品  
市販弁当の容器やトレイ、ボトル類などは洗ったりして必ず汚れを

ラマークがついていないものは収集対象ではありません。



① プラマークがついているか、確認してください  
材質はプラスチックでもプラ

④ 燃えるごみのネットやシートの活用  
ごみ集積所の飛散対策として、ネットやシートを利用するのも対策の一つです。



ごみ減量化のために皆さまのご協力をお願いします。

## 降雪などに伴う ごみ収集の中止について

降雪や路面の凍結などにより、ごみ収集車が通行できないときは、やむを得ずごみ収集ができないことがあります。ご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。  
中止の場合の振替収集日は、決定次第、別途周知いたします。

お問い合わせ先  
三好市役所環境課  
電話 72-3436

## 分け方・出し方の主な留意点

## 地域を支える

# 集落支援員を募集します

地域、集落の実情や課題をより具体的にすることで、活性化対策を推進するため、三好市集落支援員設置要領に基づき、集落支援員を募集します。



【募集人数】 7人

【勤務地】 本庁および各総合支所

【業務内容】 地域の実情に応じ、主に次の業務に従事していただきます。

- ① 三好市集落支援包括事業の周知、取り次ぎ。
  - ② 集落の巡回、状況把握および課題分析。
  - ③ 地域団体などとの協議、話し合いの場づくり。
  - ④ 市民と行政との連絡調整、総合支所業務の補完。
  - ⑤ 地域活力の維持および集落の活性化。
  - ⑥ 空き家調査。
  - ⑦ 移住支援。
  - ⑧ その他、集落の維持、活性化に必要と認めるもの。
- 【募集条件】 応募に関しては次の条件を事前に確認ください。
- ① 年齢性別を問いません。
  - ② 地域の実情に精通し、地域づくりへの関心の高い方。
  - ③ 市民と協力しながら、集落を元気にするために意欲的な操作ができる方。

に行動できる方。

④ 心身ともに健康で誠実に業務を行うことができる方。

⑤ 普通自動車免許を有している方。

⑥ パソコン(ワード、エクセル、メールなど)の一般的な操作ができる方。

【勤務時間】 週31時間程度(土・日・祝日および年末年始を除く)

【雇用形態・期間】 市の嘱託職員として採用。平成26年4月1日から平成27年3月31日まで。最長3年まで再任あり。

【賃金等】 月額144,500円、三好市の嘱託職員となり

社会保険(健康保険・厚生年金・雇用保険)に加入します。

【応募方法】 三好市集落支援員応募申込書(様式1号(1)(2))

を記入し、写真添付のうえ、次の応募先まで送付ください。

なお、職務の経歴については詳細にご記入願います。申込書に書ききれないときは、任意の別紙にて作成し、添付

してください。

申込書は市ホームページよりダウンロードしていただくか、地域振興課までご連絡いただければ郵送いたします。

【審査方法・日程】 一次審査(書面) 3月上旬

二次審査(面接) 3月中旬

決定通知(送付) 3月下旬

【募集期限】 平成26年2月28日(金)まで

お問い合わせ・応募先

〒778-8501 徳島県三好市池田町シンマチ1500-2

三好市役所企画財政部地域振興課

電話 72-7649 FAX 72-7202